

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

○出席委員

委員 長	坂 倉 広 子	委 員	奥 村 敦
委 員	井 村 行 夫	委 員	戸 上 健
委 員	浜 口 一 利	委 員	坂 倉 紀 男

○欠席委員

副 委 員 長 橋 本 真 一 郎

○出席説明者

- ・ 山下企画財政課長、山本副参事、岩井補佐
- ・ 寺田総務課長、世古補佐、奥村補佐、中村契約管財係長
- ・ 橋本市民課長、武中補佐、横田保険・年金係長
- ・ 松村税務課長、木田補佐、小島固定資産税係長
- ・ 下村健康福祉課長、平賀副参事、吉水補佐、河原子育て支援室副室長、寺田高齢障害係長、辻川介護保険係長
- ・ 益田消防長、前田消防次長、鳥谷尾消防署長、勢力消防総務室長、濱口消防総務室長補佐、野村消防係長

○職務のために出席した事務局職員

次 長
兼 庶 務 係 長 上 村 純
兼 議 事 係 長

(午前10時00分 開会)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第5号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について外4件であります。

審査に入る前に、去る5月15日の役員改選により、委員会の構成と正副委員長がかわりましたので、委員の皆様から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

それでは、各委員の方にご挨拶いただきたいと思います。

戸上委員、よろしいですか。一言ご挨拶をお願いいたします。

○戸上 健委員 座ったままでよろしいか、委員長。

○坂倉広子委員長 はい。

○戸上 健委員 この2年間、総務にかわりましたので、皆様にまたご厄介かけますけれども、よろしく願いいたします。

○坂倉広子委員長 それでは、奥村委員。

○奥村 敦委員 私のほうは初めましてでございます。今回の補選で当選をさせていただきました奥村でございます。仕事のほうは、コンピューター関係をさせていただいています。まだまだ新人でございますので、皆様のお力添えをいただきながら鳥羽市のために頑張ろうと思っていますので、よろしくご指導をお願いいたします。

○坂倉広子委員長 それでは、すみません。

○坂倉紀男委員 坂倉です。5期目を目指して頑張っておりますので、よろしくお願い致します。

○井村行夫委員 井村でございます。今まで文教産業のほうでしたんですけれども、今回この総務民生委員会のほうに初めて加わらせていただきます。戸上委員ともどもよろしくお願い致します。

○浜口一利委員 引き続き総務民生委員として2年間しっかり議論したいと思いますので、よろしくお願い致します。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、私、最後に、総務民生常任委員会の委員長の重任を拝することになりました。皆様にわかりやすい常任委員会として、また発信をしていき、皆様と闊達なご意見が述べられる常任委員会にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

本日、橋本副委員長は欠席となっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、進めさせていただきます。

傍聴人の方に申し上げます。

本日は、大変ご苦勞さまでございます。鳥羽市議会におきましては、鳥羽市議会基本条例第4条第2項の規定により、本会議を初め全ての会議を原則公開しています。当総務民生常任委員会は、鳥羽市議会傍聴人規則を準用していることから、傍聴いただく方には、発言の機会や当委員会における発言に対する拍手その他の方

法により公然と可否を表明することは認められていませんので、ご承知おきください。

携帯電話等は電源を切っていただくか、また、マナーモードにさせていただき、通話をご遠慮をお願いいたします。また、会議の進行を妨げたり、秩序を乱すような行為をされたりする場合は、退場を命じることもありますので、ご注意ください。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第5号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○寺田総務課長 おはようございます。総務課、寺田です。よろしくお願いします。

それでは、議案書の1ページのほうをごらんください。

議案第5号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

改正内容につきましては、人事院規則19-0（職員の育児休業等）が一部改正され、育児休業法第2条第1項ただし書きで定める特別の事情、それから育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情及び育児短時間勤務終了の日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間をする事ができる特別の事情、この三つの事情の中に「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を追加いたしております。

新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第3条におきまして、育児休業法第2条第1項、こちらについては育児休業の承認の条文でありますけれども、その条文の条例で定める特別の事情に、保育所、認定こども園または家庭的保育事業等に保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと。この特別の事情を追加いたしました。これは待機児童を明文化したということになります。

それから、次に第4条ですけれども、育児休業法第3条第2項、こちらは育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情といたしまして、同様の理由を追加いたしております。

新旧対照表の2ページをお願いします。

2ページの下の方ですけれども、第11条では、育児休業法第10条第1項、こちらについては育児短時間勤務の承認の条文でございますけれども、ただし書きの条例で定める特別の事情に同様の理由を追加いたしております。

その上の第8条は、育児休業から職務復帰した職員の昇給調整の条文の整理でございます。

それから、新旧対照表3ページの第22条では条項の改正を行っております。

この条例の施行期日につきましては、公布の日からとなっております。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 総務課長、説明を聞いただけではちょっとよくわからんのやけれども、さっきの新旧対照表の説明では待機児童に関してということでした。鳥羽の場合は待機児童というのは今はありませんわね。ありますか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 健康福祉課でないので、あれなんですけれども、ないと伺っておりますけれども。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ないのに、これを条例改正しなきゃいかんということについては、冒頭説明があったように国が法律を改正して、それを市に当てはめて今回条例を改正するんだという理解でよろしいのでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長。

○寺田総務課長 そういうこともございますけれども、職員も市内の職員だけではありませんので、伊勢市、他市町にも職員はおりますので、先日、何か伊勢市さんで待機児童があるというような新聞記事も出ていましたので、うちの職員で該当しておるのはいないとは思いますが、そういったこともあると思いますので、まるっきり該当がないということではないと思います。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうしますと、保育所に申し込んだけれども、定員がいっぱいで入れないと。待機児童を抱えた職員が休暇とかそういうものをとらなければいかんという事態になったときに、今回の改正でそういう職員の待遇をきちんと保障するという理解でよろしいのでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 そういうことでございます。

○戸上 健委員 以上です。

○坂倉広子委員長 それでは、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、次に議案第6号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○寺田総務課長 それでは、議案書の3ページのほうをお願いします。

議案第6号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由としましては、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をたく、本提案とするものでございます。

改正内容としましては、雇用保険法の一部改正に伴い、失業等給付が拡充されたため、失業者の退職手当に係る支給対象者を追加しております。

また、説明については、新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思います。新旧対照表の4ページをお願いします。

4ページの第9条第10項の第2号に、雇用保険法における個別延長給付に相当する退職手当の支給対象者として、特定退職者であって激甚災害により離職を余儀なくされた者等を追加しております。

アのところでは、雇用保険法第24条の2、これは個別延長給付の条文ですけれども、第1項の各号に掲げる者に相当する退職手当の支給対象者、この各号ですけれども、各号は特定退職者であって、第1号、心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者、第2号として、激甚災害により被害を受けたため、離職を余儀なくされた者、または職業につくことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者、それから第3号として、雇用されていた事業所が激甚災害によって被害を受けたため離職を余儀なくされた者、この3号がございまして、3号のいずれかに該当する者で知事が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導、これは職業につこうとしている者に対し、実習、講習、指示、助言、情報の提供等、これらを行うことが適当であると認めたものを追加しております。

イのほうでは、雇用保険法第22条、これは所定給付日数の条文ですけれども、第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により、就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号、これは先ほど言わせていただきましたけれども、雇用されていた事業所が激甚災害によって被害を受けたため離職を余儀なくされた者、または職業につくことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者に相当する者として、規則で定める者に該当し、かつ、知事が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものを追加しております。

次に、新旧対照表の5ページのほうでございすけれども、第11項第5号に、雇用保険法における移転費に相当する退職手当の支給対象者として、無料の職業紹介を行う地方公共団体等の紹介した職業につく者を追加しております。

その下の附則の第15項として、平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項及び同条同項第2号の読みかえ規定を追加いたしております。

議案書の5ページのほうをお願いします。

5ページの附則のところですが、施行期日でございますが、施行期日は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしております。ただし、第9条第11項第5号の改正規定及び附則第3条の規定は、平成30年1月1日から施行することとしております。

その下の経過措置でございますけれども、経過措置として、第2条で、改正後の鳥羽市職員の退職手当に関する条例第9条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第15項の規定により読みかえて適用する場合を含む）の規定は、退職職員であって改正前の鳥羽市職員の退職手当に関する条例第9条第1項第2号に規定する退職手当または同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて準用をする経過措置でございます。

次に、第3条で、改正後の職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体または改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業についたものに対する新条例第9条第11項（第5号に係る部分に限り、改正前の鳥羽市職員の退職手当に関する条例第9条第15項において準用する場合を含む）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業についた日が附則第1条ただし書きに規定する平成30年1月1日以後である場合に適用する。こういった経過措置を定めております。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 法律用語で、よくわからんのやけれども、結局、条例改正をすることによって、鳥羽市職員の退職手当はどうなるのか。退職する職員にとってはプラスになるのか、それともマイナスになるのか。それと改正なのか改悪なのか、そのあたりをちょっと教えてください。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 第9条のところは、失業者の退職手当という条文をうたっております。失業者の退職手当といえますのは、我々公務員については雇用保険の対象適用外となっております、退職しても失業給付というのがございませんけれども、当然、退職した場合は一般の退職金をもらうわけですが、一般の退職金をもらった金額と、仮に雇用保険に入っておって、やめて失業給付が幾らかもらえる。それを対比して、失業給付の金額のほうが多ければ、その差額分がもらえますよという失業者の退職手当の条例なんですけれども、戸上委員が言われました職員にとっては、当然、雇用保険法でプラスになる条文改正になっておりますので、職員の方にもプラスになるということになります。

○戸上 健委員 賛成してもええということやな。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 特定退職者というのは、どういう退職者なんですか。普通退職って僕らにはよく議会で報告があるんだけど、特定というのはどういう人たちを指すんですか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 特定退職者というのは、定員の減少や組織の改廃によって退職する者、また勤務していた部署が移転に伴い通勤困難になった者とか、心身の故障に伴う分限による免職等で退職した者、あと欠格条項の規定による失職、それから公務上の傷病等に該当して退職した者、こういったものが特定退職者になります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、項目を幾つか挙げたけれども、前段の部分は本人が希望せずとも市の行政改革で職員数削減というようなことで、君、やめてくれやんかというので、やめさせられるというか、やめざるを得なくなった職員が、特定という頭文字がつくという理解でよろしいんでしょうか。そういう職員を今回の条例改正ではプラスにするという理解でよろしいんですね。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 先ほど言わせてもらったように、退職した職員の退職手当と雇用保険の失業給付とを対比して、当然、退職手当が多ければ、その支給はありませんので、それを対比して、もし少なければ、少ない分がもらえるということでございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 本市の最近退職なさった職員の事例に当てはめると、これはプラスになったケースのほうが多いでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 今までこういった対象になった職員はないです。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました。オーケーです。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

議長。

○浜口一利委員 退職手当は勤続年数によって変わると思うんですけども、先ほどの説明の中で、激甚災害という用語がよく出てきたわけなんですけれども、それによって事業所が潰れてというか、働こうとしても働けなくなった人も、この法律改正によって救われるということによろしいんですか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 雇用保険法のほうでは、そういったことになります。

○浜口一利委員 なるということやな。

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

○浜口一利委員 うん。

○坂倉広子委員長 井村委員。

○井村行夫委員 先ほど激甚災害と言われましたが、どこら辺を基準に。もう全部全滅して何もできないというようなことか、そこら辺の災害時の国の指定で、それがこうなったらそれでオーケーみたいな話が、ちょっと内容があつたら聞かせてください。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 井村委員が言われますように、激甚災害に国のほうから指定を受けると思いますので、それを受けた場合に……

○井村行夫委員 受けなかった場合は。

○寺田総務課長 受けなかった場合は、対象にはなりませんね。

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

○井村行夫委員 はい。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんね。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、次に議案第7号、鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

税務課長。

○松村税務課長 税務課の松村です。よろしくお願いします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第7号、鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、過疎地域自立促進特別措置法及び同法施行例の一部改正が平成29年4月1日に施行されたこ

とに伴い、所要の改正をいたしたく、提案させていただくものでございます。

今回の改正で、同法で規定されております地方税の課税免除等に伴う特別措置の対象業種のうち、情報通信技術利用事業が廃止され、農林水産物等販売業がかわりに追加されました。

8ページ及び新旧対照表の7ページのほうをお願いいたします。

第1条中「情報通信技術利用事業」とあるのを「農林水産物等販売業」に改める。

改正内容は以上でございますが、附則のほうで、施行期日及び経過措置として、適用となる設備を平成29年4月1日以後に新設、増設した者と規定させていただきます。

なお、農林水産物等販売業とは、同法第30条において、「過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう」と規定されています。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

議長。

○浜口一利委員 これは、第1条中という中で、情報通信技術利用事業を廃止してということによろしいですか。

○坂倉広子委員長 税務課長。

○松村税務課長 そうです。

○浜口一利委員 それで、それを廃止して、農林水産物等販売業に改めるといふか、その販売業の人には固定資産税が安くなるということでしょう。今まで情報通信技術利用事業リアップは余りなかったということかな。

○坂倉広子委員長 税務課長。

○松村税務課長 情報通信技術利用事業、いわゆるコールセンターみたいなところで、以前の規定では、例えばコールセンターですね、大きな。そういうところやと都会じゃなくても電話一本で事業ができるので、例えば過疎地域とかに設置されても事業が賄えるということで、過疎地域にそういうのを設置された場合ということの優遇措置をつけていたんですけれども、実際、バスにもなるし、全国的にも多分少ない状態であることから、今回、情報通信技術事業というのを廃止して、利用しやすいといふか、これならあるだろうという農林水産物等販売業のほうを追加されたものと考えられます。

○坂倉広子委員長 議長。

○浜口一利委員 農林水産物等販売業というのは結構市内にあると思うので、対象者が多くなるということで、これにかえたということで、鳥羽市にとってはプラスになると。

○松村税務課長 鳥羽市としてはですけれども、鳥羽でも事業をやってもらうにすれば、情報技術よりも農林水産物等販売業のほうの実現可能に近いかなとは思いますが、ただ、所要条件がありますので、全てやれば該当するというようなことではないので、おのおの違うところがあります。鳥羽市については、3年目までは固定資産が免除になりますが、4年目からは固定資産のほうを課税することができますので、一応、鳥羽市にも建てただけであればありがたいかなとは思いますが。

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

○浜口一利委員 はい、以上です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 特例措置でどういう利点があるかということについて、先ほど税務課長は固定資産税を3年間免除という答弁でしたね。これは、現在の2,700万円以上ということでしたけれども、該当する農林水産物等販売業という施設はあるのでしょうか。市内に適用される施設というものはあるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 税務課長。

○松村税務課長 農林水産物等販売業としては、ありません。その前に製造業もオーケーになっていましたので、例えばノリ加工場とか、そういうところは製造業のところ、もう既にクリアしておるようなものはありますが、農水産物等販売業というのはマルシェをふと思うと思うんですけども、マルシェの段階ですと、物件自体が鳥羽市の物件ですので、固定資産税自体はあの建物にはかかってないような状態になるので、ああいうものが例えば民間施設となれば、該当になる可能性は大きいとは思いますが。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これは、今回、国が法律改正したもので改正ということやなくて、市独自に市条例として改正するという議案ですわね。違うの。

○坂倉広子委員長 税務課長。

○松村税務課長 自立促進法自体が改正されたので、それに合わせて鳥羽市の条例も。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうしますと、これまで県内他市を含め、こういう農林水産物等販売業に対して3年間の固定資産税を免除するというを、どんどん起業支援をしておったというような事例があって、鳥羽市もそれに学んでということではないんですね。国が改正したもので、全国一斉に始めるという理解でよろしいんですか。

○坂倉広子委員長 税務課長。

○松村税務課長 そうですね。国が今回、過疎地域自立促進法では改正されたので、改正しました。その前に、農林水産物等販売業では、半島振興法の特別措置とか離島振興の特別措置法では一部適用になっていて、税率が低くなるという規定はありましたが、今回、過疎地域のほうで全額免除になりますので、どちらかというと、こちらのほうが手厚い状態にはなっているという形です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、全国一律ということでした。それで、これは進出する事業者にとっては、固定資産税が3年間全額免除だから、助かるというように思うんですけども、その分、市の税収は減るということになりますわね。

○坂倉広子委員長 税務課長。

○松村税務課長 一応、3年間免除の間は4分の3、75%ですね、国の交付金のほうでバックが来るようになります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました。仮に1,000万円免除されたとしても、750万円は国のほうから地方交付税の財政措置があるということですね。なるほど、わかりました。

以上です。

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、次に議案第8号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

消防長。

○益田消防長 おはようございます。消防本部の益田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第8号、鳥羽市消防団条例の一部改正についてを説明させていただきます。

提案理由といたしましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団員の処遇を改善したく、本提案とするものでございます。

改正内容といたしましては、平成25年12月に施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、第13条に規定されております消防団員に対する報酬について、その支給額を増額改正するものでございます。

新旧対照表の8ページをお願いいたします。

別表第1の内容を階級それぞれ現行金額から改正案の金額に改正をするものでございます。約1割程度の引き上げ額となっております。

施行期日につきましては、平成29年4月1日でございます。遡及適用とさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 消防長、これが引き上げられたのは市長の提案説明でも19年ぶりだということでした。議会もこれまで引き上げろという提案をしておったというふうに思ひます。ようやく引き上げられて、19年ぶりということは驚くべき期間だと思ひます。それぐらい据え置いたというのは、民間でも賃金やボーナスというのは引き上げるわけで、消防団員は若干かわいそうな気もします。

引き上げたんだけど、これは大いに結構なんです。僕もこれには大賛成ですけれども、団長は8万2,500円、これは消防庁が出している基本ベースに該当しますけれども、団員は引き上げたといえども2万5,500円ですわな。国の基準ベースからすると1万1,000円低いというように思うんですけれども、そのあたりのご認識はいかがなんでしょうか。

○坂倉広子委員長 消防長。

○益田消防長 交付税単価いっぱいには本当は限りなく近づきたいんですけども、現行の金額の合計の差が交付税単価に合わせますと大体668万円ぐらい引き上げやないかと。全体ですわね。ちょっとこれは財政事情もあって大変難しいということもありまして、現実的な引き上げ額として約1割を引き上げるということで、団長につきましては1割引き上げることで交付税単価を上回ってきますので、上回ってくる場合は交付税単価

に据え置いて、そのほかは、まだ差はあるんですけども、約1割引き上げたというようなことで要求をさせてもらいました。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 先ほど消防長は苦しい答弁をなさったけれども、これは消防署、消防本部には責任ないんです。財政当局は来ていないけれども、財政当局に責任がある。いわば市長、副市長に責任があるんです。ということは、先ほど交付税単価というふうに消防長は説明したけれども、国のほうから地方交付税で措置する額というのがあるんです。交付税算定単価というのがあるんです。うちには地方交付税は25億円ぐらい来ておるけれども、その中に、消防団員は1人当たり国の単価は3万6,500円分、地方交付税で鳥羽市へちゃんとやりますというて来ておるわけさ、現実さ。そうでしょう。

○坂倉広子委員長 消防次長。

○前田消防次長 もう戸上委員はご存じやと思うんですけども、交付税の標準団体というのが10万都市というのが基準になっておると思うんですけども、その中で10万人規模の標準団体の団員数というのが583名ということで定められております。その中で、各団長から団員までに交付税単価がそれぞれ定められておるわけなんですけれども、うちは人口が2万を切っておるような状況で、消防団員の条例定数が510名ということで、非常に多いというか、消防団に助けていただいている状況です。

というのは、やはり田舎へ行けば行くほど常備消防力が弱いということで、標準団体の数よりはるかに多くなっているということで、交付税単価でうちの消防団員の数を掛けますと、先ほど言いますように非常に交付税より上回っていくというような状況になりますので、その点をご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 消防本部としては、そう言わざるを得ないというふうには思うけれども、しかし、10万都市であろうとも、鳥羽のように2万都市であろうとも、消防団員が果たしてくださっている役割というのは変わらんわけですわ。10万都市で5倍稼働しておるかといえば、そうではありません。同じぐらいの市民の安全・安心を守ってくれておるわけですから、その消防団員の報酬というのは、当然、地方交付税が算定した水準に僕は合わせるべきだと。今回は、団長はその水準になりましたもので、団員の方が本来3万6,500円のところを2万5,500円ですから、1万1,000円、まだ上げたとはいえないということです。

これは、さっき消防長が、668万円あれば、この水準に該当しますということでした。それぐらいのことは、700万円ぐらいのことは、議員の一時金を削っても、本来は消防隊員のために、これは出したらなあかと僕は思います。市長の退職金も、別にそんなもん4年間して退職金をもらう必要はあらへんもんで、僕が市長になったらそれは皆に——冗談や——弾むけれども、今の市長がどうおっしゃるかかわらんけれども、これはもうちょっと議会としても、その点はまだ乖離があるということを僕らは認識しておかなあかんというふうに思うんです。

今回は団員の報酬ですけども、消防長、出動手当7,000円というのは全国レベルと変わらないんでしょうか。ちょっと少なかったんでしょうか。

○坂倉広子委員長 消防長。

○益田消防長 平成25年に引き上げをさせていただきます、災害時の出動手当は5,000円、訓練手当3,000円、警戒手当3,000円ということで引き上げさせていただきます……

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 はい、わかりました。

ちょっと答弁させたのは酷やけれども、本来は国のレベルは7,000円なんさな、出動手当は。それを5,000円に引き上げた。引き上げたといえども2,000円まだ足らんわけですね。そやもんで、そのあたりも議会としては視野に入れて、次の30年度の予算か、これは見ていく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

せっかく引き上げて、消防団員の皆さんにどういう形でこれが手渡されるのか。一人一人の団員のところに、消防署から、皆さん方から、市から、銀行振り込みで届くという形になっておるんでしょうか。それとも各団に一括してまとめて行くということになっておるんでしょうか。

○坂倉広子委員長 消防次長。

○前田消防次長 振り込みにつきましては、個人口座に振り込みをさせていただいております。これはかなり前からそういうふうにさせていただいております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 全国では、団へ行って、そして一人一人の消防団員まで行き渡らないということで意見が出ている自治体もあります。しかし、鳥羽市はそういうことをせずに、一人一人の団員のところに銀行振り込みしておると。これは大したものだというふうに思います。以前からだということでした。

以上です。

○坂倉広子委員長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、続いて議案第9号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

消防長。

○益田消防長 それでは、議案書11ページをお願いいたします。

議案第9号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

改正内容といたしましては、当該条例で規定しております損害補償額の基準を定める非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が平成29年4月1日に施行されたことに伴いまして、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る損害基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の9ページから11ページをお願いいたします。

第5条中に「にあつては」、「によつて」を「により」等への文言の改正や、第1号の金額を「433円」から「333円」に、第2号中の「及び孫」を削り、新たに第3号として定め、第2号の金額を「217円」

から「267円」へ、第3号から第6号までの金額を「217円」として、括弧書きの加算額「367円」を「300円」に改正するなどの内容でございます。

施行期日といたしましては、公布の日から施行し、平成29年4月1日からの適用といたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 要するに、消防長、災害補償額を減らすということなんですか。

○坂倉広子委員長 消防係長。

○野村消防係長 上がる部分と下がる部分がございます。といいますのも、今般、給与法が改正されておりました、それに伴いまして扶養額の変更がございました。これは給与法に基づいて算定基礎を築いておるところがございまして、配偶者に係る手当というのは段階的に1万3,000円から1万円、それから6,500円と下がっていく。逆に、子に係る手当については6,500円から8,000円、1万円と上がっていく。そういうふうな流れの中で、それとの整合を図ったというのが、この改正に至ったところでございます。ですので、扶養手当の中でも配偶者に係る部分は下げて、子に係る部分は上がっておるという形でございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、災害に遭った団員に対する補償額、これは鳥羽市の事例ですれば、今の上がる部分も下がる部分もあるということをおっしゃいましたけれども、トータルとして見た場合に、どちらなんでしょう。上がるのでしょうか、それとも下がるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 消防係長。

○野村消防係長 申しわけございません。事例がございませんので、今の時点ではちょっとわかりかねるところでございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これは、さっき説明の中であつたように、国が改正してしたために市もやるということです。災害補償額を上げるというなら僕も賛成なんだけれども、下がる部分もあるというようなことになると、これは問題点をはらむということになりますわね。皆さんは、これは国が決めてきたからしゃあないという立場なのか、それとも、こんなもの、日ごろから一生懸命、命を的にして消火やそんなことに当たっておる消防署員・団員の災害補償額を下げるというような側面があつたら、これはもうかなわんという思いなのか、そのあたりはいかがでしょうか。賛否にかかわってくるもので、僕の。

○坂倉広子委員長 消防長。

○益田消防長 この条例の補償額の基準を定める政令というのがありまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、これが29年の4月1日に改正されまして、それに基づく条例の改正ですので、市として独自でこれを無視するということではできないと思いますが。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 消防長の心中は、こんなもの下がる部分もあるわけなんだから、それはもう我慢できやん、容

認できやんけれども、政令で決まった以上、しょうがないということやわな。これは執行部としたらそうやけれども、議会としては、消防署員・団員の立場に立たなあかんわけだから、こんなもの、下げるようなこんな議案、条例改正には反対やわな。本当は消防長も皆さんもこんなものには反対してほしいという思い、苦笑いしてござるけどもさ。いや、もう以上でとめておきます。

以上です。

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、審査を終わります。

これで付託された議案の説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで議案に対する討議を行いますか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、討議もないようですので、採決に移らせていただきます。

お諮りします。

議案第5号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 全員であります。

よって、議案第5号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第6号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号、鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第7号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第8号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立多数)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第9号については原案どおり可決することに決定いたしました。

その他の通告の項に入りますが、説明員を入れかえますので、そのままお待ちください。

(「休憩したら」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、11時まで休憩をさせていただきます。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○坂倉広子委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、その他の項に入ります。

ご発言は通告の順に進めますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、戸上委員。

○戸上 健委員 6点お伺いいたします。

まず、企画財政課に、ふるさと納税についてお伺いします。

総務省が見直しを求めていますけれども、本市に対するマイナスの影響度合いと対応策、これはどういふふうにするつもりでしょうか。

○坂倉広子委員長 地方創生副参事。

○山本副参事 戸上委員のご質問なのですが、きのう全協のほうでも市議会の要望を協議していただきまして、また最終日に上げていただくということを聞いております。どうもありがとうございます。

そのことにつきまして、経緯を少し説明させていただきたいと思います。

4月1日に総務大臣名で、今の返礼品に対する換金性のあるものとか転売の防止とか、いろんな部分につきまして通知がありました。その部分につきましては、観光協会も含めて市のほうで対応をさせていただいて、今の優待券を5割から3割、もう一つの真珠製品につきましては継続するというような形で続けております。

その後、5月24日に国のほうから県を通じまして対応について調査が来ておりまして、それにつきましては、国の要請に対しましては、4月に先ほど言いましたように優待券を5割から3割にしたということで、全返礼品を3割に統一して、市の影響も含めて事業者の影響も大きいということで、6月4日の返答には、市は中止することなく継続していく旨を報告したところです。

これからの対応につきましては、新聞等でも報道されておりますけれども、志摩市と連携して総務省のほうへ、うちの市長もあわせて三重県の仲介で、これから市の思いを伝えていき、理解を求めていきたいと考えております。今の現状は、そういうところです。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 4月1日に総務省から、あれは技術的助言ですわね、だから義務規定ではありません。そういうふうにはやってくれませんかという要望です。ですから、全面的に従う必要はありませんし、拒否している全国の自治体もあります。

それで、市のほうはそれを聞いて、宿泊券については先ほどの答弁で返礼額を5割から3割にしたということでした。宿泊は、宿泊券というのが全体の半分以上を占めていますよね。これを3割にすることによって、28年度ベースで換算をすれば、どれだけの減収になるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 副参事。

○山本副参事 昨年度の感謝優待券の発行額が2億円程度でございますので、計算式になりませんが、そこから5割が3割になるということで、60%に落ちるということで1億2,000万円になって、優待券の発行額にすると8,000万円の減になるというような形で、今ちょっと計算してみたところなんですが、それぐらいになってしまいます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 相当な減収ということです。議会の全協に担当課から頂戴した資料によると、特産品のジャンル別集計で宿泊券が55.4%でした。だから、半分以上、6割近いというのは宿泊券なんです。税収額というのは28年度の推計で5億円を突破したわけだから、そのうちの、先ほど2億円と副参事は言うたけれども、6割近いということで、5億円の6割ということは2億5,000万円から2億8,000万円ぐらいなわけですね。それが5割から40%減になるわけだから、相当な打撃ということになります。現在でも相当な打撃なんだけれども、

次に、真珠です。これについては、先ほどの副参事の答弁では、国に認めてくれと要請しておるということですが、このまま続けると。国のほうは、換金性のある装飾品、資産価値のある装飾品は、審査員もだめだというふうに言うております。そんないちやもん、とんでもないと僕は思うんだけれども、それに従ってやめる方向なのか。それとも、今のところ議会も総務省に対して意見書を出す。それから、県に対しても皆さんは要請したということだけれども、当面続けて、そして総務省の意向を覆すように努力するというスタンスなんですか。

○坂倉広子委員長 副参事。

○山本副参事 戸上委員が言われるように、今のところ、そこを頑張っていきたいと思っています。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 志摩市長は、記者会見して、真珠製品については、うちは総務省が何と言おうと返礼品から外すつもりはない、続けるということを言明しております。鳥羽市長は、そういう言明をしておりません。ちょっと僕は姿勢が弱いように思うんだけれども、先ほどの副参事の説明では、志摩市と協力してやっていきたいということでした。ということは、歩調を合わすということではないんですか、真珠製品に関しては、志摩市と歩調を合わせて、総務省の意向には従いませんと、うちは続けますということなのかどうか。その点はいかがですか。

○坂倉広子委員長 副参事。

○山本副参事 志摩市長と歩調を合わせて、今度、総務省のほうへ竹内市長とうちの中村市長と一緒に行ってもらう予定になっておりますので、そういう話をさせていただくつもりでおります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ということは、スタンスとしては、真珠製品については鳥羽も志摩も基幹産業として非常に大

事で、特に御木本幸吉翁の、あんた、地元やん、鳥羽は。それで、それはあかんというようなことは、けしからん話やわな。伊勢志摩サミットでも、あんた、外国の首脳に真珠の製品をプレゼントしたわけやろう。それを否定するような総務省の態度やでさ、これはまかりなりませんという立場で、志摩市長と同じ立場で市長も言うてくれるというふうに思うんです。あなた方もサポーター役として、市長、そういうふうに言うてください、断固として我々も引きませんというふうに堅持していただきたいというふうに思うんです。これは要請です。

それで、総務省全体として3割にしろということと、返礼品については見直せということなんです。そうすると、鳥羽市の今の返礼品について、委託した観光協会と一緒に、こういう方向で今、見直し作業を進めているというのは何かあるんでしょうか。

新たに返礼品を開拓するとか、鳥羽独自の全国にネームバリューのあるようなものを開発してリストアップするとか、何らかのそういう動きはあるんでしょうか。

○坂倉広子委員長 答えていただけますか。

企画財政課長。

○山下企画財政課長 実は6月の頭に県の市町の課長さんが見えました。この課長さんは総務省から出向されておる方で、けんけんごうごうとやりました。なかなか頭に来ましたけれども。お互い言い分がありましたけれども、それはおいとしまして、今のご質問ですけれども、その中で、宝飾品も何かもうちょっとカーブをかけて、そのまま生かしてほしいと。それから宿泊券についても、もう少し工夫をして残してほしいと。そういう話をしましたので、なかなかややこしい話の中で、うちのほうとしたら結構そのことをお伝えしましたので、今度、市長が行くときには、その旨、国のほうに伝えてくれると思っています。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 手元不如意の鳥羽市にとって、非常に財政が苦しい苦しいって、事実そのとおりでなんだけれども、ふるさと納税で5億6,000万円やったかな、実質的に返礼品を除いて2億何千万円かの実収入があるわけやわな。これは本当に貴重な財源となって、欠かせないというふうに思うんです。これはもう担当課を初めとして皆さんの努力の結果だというふうに思います。

そやもんで、こういうところに国が水を差すというのは、鳥羽いじめ、地方自治体いじめやというふう思うんです。そもそも始めたのは国やろう。総務省やろう。大いに奨励して、ふるさと納税をやりなさいと。それで過当競争になったらさ、過当競争になるのは当たり前のことやろう、それに対して足を引っ張るといふは、僕はとんでもないというふう思うんです。

余り行き過ぎたらあかんよ。あんな牛1頭、300万円したら。そういう事例もあるし、いろんな家電製品を出すとか、そういう余りなところはあかんけれども、しかし、今の状況の中で鳥羽市がやっておることは、当然、良識の範囲内だというふうに思いますので、引き続いて頑張してほしいと思うんです。

最後にお聞きしますけれども、企業版ふるさと納税というのが発足しました。それで、僕も委員会では、予算委員会やったか何かで、これをぜひ検討してやってもらいたいと。鳥羽市の場合は、企業はありながら法人市民税の税収というのは非常に少ないです。ですから、企業版ふるさと納税で税収額をぜひふやしてほしい、

研究してほしいという要望も議会としてはしました。この点については、どのように進展していますでしょうか。

○坂倉広子委員長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 ことしになって、実は東京のほうに1回出張しました。その際に、ある方にお会いをしまして頼みました。即答はなかったんですけども、またこの流れをつなげていきたいという思いがありますので、ぜひ企業版ふるさと納税、県下では県と、あと玉城かな、そのあたりがやっていますけれども、額的にはそう大きくありませんけれども、うちがこれからやっていく中で、どれだけでも大きな金がもらえるように努力しますので、頑張ります。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この点も、ぜひ皆さんの知恵を発揮していただきたいというふうに思います。

次に、2点目、健康福祉課にお尋ねします。

一般質問で、子供の貧困に関して、貧困対策計画、これを当然、調査をした以上、すべきやないかというふうに僕は質問しました。市長は、最初の答弁では、調査する以上、計画を策定するのは当然ですという答弁をして、その後は、いやと僕は思ったんですけども、後からペーパーが回って、計画策定は考えておりませんということやったわな。これは計画を策定せずして調査をし終わって、こういう問題点がある、こういう現状ですということをつかむわけだから、つかんだ以上、国の23項目の貧困指標に従って、こういうふうに改善するという、ばらばらな取り組みと違って、計画を策定するというのは、当然、僕は市長が最初に答弁したように必要だというふうに思うんだけど、必要ありませんという認識に何で担当課が立ったのか。僕はそれが非常に疑問なんですけれども、その点をちょっと説明してください。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 当初、市長のほうからは、計画づくりをやりますという答弁だったと思います。ニーズ調査に関するところで市長とも話をさせていただいておりましたけれども、ただ、計画づくりのところまで議論が具体的にされてないという意味で、29年度早々に調査に持っていく意思是今のところありませんという私どもの考えだったんです。市長のほうに少しお願いしたのは、そういう意味で、今やりますということでの返事じゃなしに、今後、戸上委員が言われるように、二次調査を踏まえて、どこへ支援が必要かどうかというようなところをきちんと把握した上で、何らかの計画は私どもも必要やとは思っておりますので、そういうところで若干、意思がきれいに市長のところと私どもに通ってなかったということで、少し答弁がぎくしゃくしたところについては、おわび申し上げたいと思いますけれども、その後、市長ともこの件については話をさせていただいて、委員会ではこんなふうな話をさせていただきますというようなことで了解もいただいておりますので、そのときのやりとりについては少しおわびを申し上げたいというふうに思います。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 健福課長、そんなんやったら、本会議の僕の一般質問のときに、市長がああいう計画をつくる予定はありません、計画つくりませんという答弁をしたときに、ちょっと待ってくださいと、あなたは手を挙げて、いや、今の市長の答弁は舌足らずで、計画をつくらないということやありませんと。調査ができて分析

してから当然計画は必要だというふうに、最初の市長の答弁がこれは正解ですというふうに、あなたがサポートしたらなあかんのと違うの。市長の答弁をその場で課長が指名もされておらんのに言うというのは、なかなか本会議場ではしづらいというのは僕もようわかるけれども、僕もあなたに、課長、それでええんかというふうに聞けばよかったけれども、それでも今、課長が答弁したようなこと言うと、またこれは市長のメンツも潰すわな。市長が、そんなもんつくりませんというて答弁して、課長が、いやいや、そうやありませんということになると、整合性はどうなっておるのやということになるもので、委員会で、当然つくりますということやわな、23の指標に基づいて。

わかりました。僕は、あの答弁にびっくりしたもので、あなた方の日ごろの姿勢と全然違うもので、市長は何を勘違いしたのかというふうに思ったんです。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 私も、市長がやりませんと言うたときに、もう少しその先のことも話をさせていただきながら伝えさせていただくとよかったですけれども、あの場でなかなかそこまで配慮することができなかったということで、ちょっと反省もしておりますので、ご容赦いただきたいと思います。

○戸上 健委員 わかりました。オーケーです。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 総務課長、その他の事項やもので、ちょっとざくばらんに僕も言うんやけれども、市長の答弁は、今回のこの問題も含めて、初答弁やもので、いたし方ない面もそれは多々あったというふうに思いますし、僕もそれは理解しております。最初から100%の答弁を求めるつもりはありません。

しかし、議員の質問に対して、こういう形で答弁というのは大事というフォローは、総務課長としては僕はしておかなあかんかったのと違うのかなというふうに思うんです。また9月議会がありますもので、それはさっきのようなちぐはぐがないように、ひとつお願いしておきたいというふうに思います。

それで、健康福祉課長、この調査について、調査費が確定されたら調査に早速かかるわけやわな。どういう方向でというのは、あれは本会議でも副参事に聞いたけれども、まだそこまでは確定していませんということやけれども、早速こういう方向でということは、当然予算を計上した以上、ある程度は煮詰まっておるわけやろう。組み立てはできておるわけやろう。本会議では言えやんだけれども、今こういう段取りですということは当然言えると思うんやけれども、その点はどうなんですか。

○坂倉広子委員長 子育て副参事。

○平賀副参事 今後のスケジュール感ということでよろしいですか。調査の中身というか。

○戸上 健委員 規模とか、どういう対象を予定しておるのかとか。

○平賀副参事 対象につきましては、一応、保育所、幼稚園、小・中学校、ここの子供たちを持つ世帯を中心に調べたいなというふうに思っております。

項目につきましては、国の具体事例とか、見直しに当たっての方向性も出ていますので、こちらを中心に考えていきたいなと思いますけれども、それに当たっては、プロポーザルでやるつもりですので、プロポーザルの委員選定を計画を詰めて契約してから、2学期頭ぐらいでアンケートのほうを配布したいなというふうに思います。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 副参事の答弁によると、子供を持つ保育所、幼稚園、小・中やったっけ、その全世帯を対象にするんですか。

○坂倉広子委員長 子育て副参事。

○平賀副参事 全世帯を対象としまして、その項目の中で、世帯の年収であるとか生活状況もろもろを聞きまして、そういった形で貧困の状況にある人をピックアップしていくというようなやり方をしたいなと思っています。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 僕も一般質問でも貧困対策計画を策定している県やなしに市町村の状況に若干触れましたけれども、例えば千葉県の柏市なんやけれども、実態調査のアンケートの対象なんだけれども、全ての子供たちを対象にするのではなくて、18歳未満の子供がいる世帯の中で、経済的に困難な状況が想定される各種支援制度の受給世帯及びその他世帯の2,500世帯を対象にアンケートを実施したわけやな。これは、2,500対象に851の回答、回答率34%なんやけれども。それで、実際に困窮している世帯に対して調査をしておるわけやわ。大体、大阪の茨木市もそうやし、佐賀県の武雄市もそうなんですよ。

そやもんで、調査をするときに全ての子供たちを対象に貧困の実態をとということになると、貧困でない世帯は、6人に1人が貧困なんだから、6人に5人は貧困やないわけやわな。全国事例ですよ、鳥羽市の場合は貧困率がもっと高いかもわからんけれども。そうすると、貧困を抽出する率というのが薄まっていくんではないかと僕は懸念するんやけれども、そういう心配はありませんか。

○坂倉広子委員長 子育て副参事。

○平賀副参事 鳥羽市の状況でいいますと、戸上委員の言われる対象数は大体200世帯ぐらいなんです。それだけにアンケート調査をするとなると、非常に分母が少ないものになってしまう可能性もあります。また、鳥羽市の全体に占める貧困の割合が6分の1と言われている実態なのかどうなのかというようなところも調べられるということもありますので、全体を中心にしたいなというふうには思っています。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 なるほど、わかりました。それはプロの皆さんにお任せします。

次に、3点目ですけども、国は介護保険制度を改悪して、特養の入所を原則要介護3以上にしました。ただし、認知症とか二つ、三つの特例を認めました。鳥羽市の特養で、これが介護保険の改定後なんだけれども、1年たちますが、特例による入所数がどれだけあって、そして、改定前まで特養に入所しておったけれども、しかし、介護3以上あった人が入所によって改善されて2以下に軽くなった。そのために退所しなければならなくなった。そういった事例はどの程度ありますでしょうか。

それで、また、経済的理由による退所数がわかれば、それを教えてください。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 法改正以降に要介護1・2の方が特養に入所できないというようなことになって、委員ご紹介のように特例というのがあるわけですけども、特例適用で入所された方というのは今のところございません。先ほど言われた制度改正がために症状改善されて退所に至ったという方も今のところございません。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それは、課長、市の姿勢として、そういうふうにしているという理解でよろしいのでしょうか。該当者がなかったということなんでしょうか。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 姿勢というのは、法改正、法にのっとってやっていますので、該当者がいないというのも事実だと思いますけれども、今の現状は、ない状況にあるというようなことです。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、全国では、これは毎日新聞にも出ておったけれども、特養に入所しておって、しかし、要介護2という判定になったために、その人は本来は入所でけんわげやな。そやもんで、介護2になった場合は、強制的というか、退所していただきやなりませんということを出しているところもあります。鳥羽市の場合は、2になったとしても特養から退所をさせるということとはしていないという理解でよろしいでしょうか。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 法改正当時に要介護1・2で入所されておった方というのは6名おりますけれども、その方々については引き続き特養のほうへ入所していただいておりますという現状にあります。

○戸上 健委員 大したもんやな。それは感心しました。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それで、介護保険の改定で入所の費用というのが高くなりました。2割から3割になったのかな。それで、自己負担がふえたために泣く泣く退所しなきゃいかんという事例も全国では起きております。鳥羽市は対象が退所した例はないということでしたので、自己負担がふえたために、お金がなくて退所するという事例もなかったという理解でよろしいですね。わかりました。

次に、4点目ですけれども、障害者差別解消法施行後についてお聞きしたいというふうに思うんです。

去年、障害者差別解消法というのが施行されて1年がたちます。僕もこのときに質問をして、あのときに協議会をつくるということになりました。新聞報道によると、全国の自治体で協議会をつくっているのがまだまだ少ないと。二、三割ということやったかな。それで、鳥羽市の場合はどうするのかというふうにお聞きしましたら、今ある地域協議会に肩がわりさせますということでした。これはもうそのとおりで進んでおるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 鳥羽市の自立支援協議会が今、組織されておって、運営されていますけれども、そちらのほうへ差別解消法に伴う支援協議会の機能をということで準備を進めておまして、当然、所掌する範疇というのが広がったりとかいうこともありますので、構成員について少し検討しておるところと、それから要綱を変えていく必要もありますので、そこらを今準備しておりますけれども、近々に要綱改正した上で進めたいというふうに思っております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 自立支援協議会は、それはそれとして、役割を發揮していただいておりますというふうに思うんで

す。そこに新たに障害者差別解消法に基づく業務も担わなければならないということになりますよね。そうすると、これまで担ってきたのに過大な業務量ということに僕は協議会としてはなるんではないかというように心配していたんです。今のところ、委員の交代と、そして要綱の変更という課長の答弁でしたから、そこを心配ないように進めていただきたいというふうに思います。

それから、去年、1年前の僕の一般質問で、鳥羽市はバリアフリーというのを観光面でも非常に強化しております。ですから、障害者差別根絶宣言都市というのにしたらどうだという提案をしました。市長もそのときは、これは検討したいという答弁やったというふうに思うんですけども、担当課としたら、僕の提起を受けて、こういうふうに議論しましたというのがあれば言うてください。何もしてませんなら、何もしていませんでいいんで。

○坂倉広子委員長 健康福祉課長。

○下村健康福祉課長 バリアフリーの視点での取り組みということで、28年度中の取り組みについてお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、観光地であるということとバリアフリーというようなところで活躍いただいております伊勢志摩バリアフリーツアーセンターの職員さんをお招きして、職員、それから民生委員、事業者等を対象に、ひだまりホールのほうで研修会を開いてまいりました。その中では、バリアフリーももちろんですけども、差別解消法の内容についての啓発と勉強という意味も含めてやらせていただいております。

それから、バリアフリータウンウォッチングということで、同じくバリアフリーツアーセンターの職員さんに助けていただきながら、まちへ出て、駅ですとか公共施設等について、解消法で言われておる合理的配慮がなされている現場を実際に目で見たり聞いたりとかいうふうなところを身体障がい者みずから見ていただく必要もあるということで、互助会の会員さんとか、それから関係の民生委員さん、事業者の皆さんにご参加いただいて、そのようなこともやってきております。

また、先ほど委員おっしゃっていただいた差別根絶のところについては、まだそこまでは至ってないという現状でございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 課長の答弁を聞くと、非常に頑張っているというふうに思うんです。だから、それを全国発信する意味でも、観光文化都市として、ぜひそれを視野に入れてほしいというふうに思うのです。

僕も一般質問の中では、障害者差別禁止鳥羽市条例というのもぜひ検討してほしいということを言いました。鳥羽と同じ国際観光文化都市の別府市は、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例、通称ともに生きる条例、これを制定して全国発信しておるもので、別府は大したものやなという捉まえ方もトラベル関係者では一定通用しております。そやもんで、担当課としてもそのあたりもぜひ検討対象に入れてほしいというふうに思います。

総務課にお聞きしますけれども、障害者差別解消法でもうたわれておりますけれども、障がいの法定雇用率、これが2.0%になったというふうに思うんです。自治体は2.3%になったんやったかな。それで鳥羽市はクリアしておるということでした。

1年前の僕の質問で、身体障がい者とかそういう面の雇用はクリアしておるんですけども、精神障がい者の雇用はどうかというふうに聞きましたら、雇用はゼロですという答弁でした。この1年間で、それは改善され

ましたでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 精神保健福祉手帳をお持ちの方が、精神障がいということでよろしいですか。

その対象者がおりません。持ってみえる方は現在おりません。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 雇用ゼロということやわな。変わってないということやわな。それを雇用ゼロではいかんのと違うかと僕は一般質問をして、1年たつわけさ。障がい者雇用というのは、いろんな機能障がいだけやなしに精神障がいも当然含まれております。だから、それがゼロということは、法の精神にもとるわけやな。何らかの改善措置が僕は必要やというふうに思うんですよ。それをどう視野に入れて、担当課として精神障がい者雇用に努力をしたかということ聞いておるんです。ゼロということはわかっておるんです。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 うちの障がい者雇用率の中には、身体障害者手帳をお持ちの職員、それから知的障がいの手帳を持っておる職員がおりまして、精神保健福祉手帳を持っておる職員はいないということなんですけれども、今後は、やっぱり障がいをお持ちの方でもできる職場というのをある程度洗い出して、それでまた採用のほうも検討をしていきたいなと思っておりますけれども、まだ今のところ、そこまで至っていないというのが現状でございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 精神障がいの子供を持つ親の会、三つ島会というのがあって、お話を伺いましたけれども、本当に奈落の底に落ちたような気になるそうです、自分の子供たちが精神障がいに陥るといことは。それに対して、行政の手厚い支援というのは、僕は当然必要だというふうに思います。全国の事例も研究して、雇用の面でどういう対応ができるか、総務課としてもぜひ対象にしてほしいというふうに重ねてこれは要請しておきます。障害者差別解消法では、合理的な配慮をしるというておりますもので、それは当然のことではないかというふうに思うんです。

次に、5点目に、総務課に菅島採石のその後の状況についてお聞きしたいというふうに思うんです。

ペーパーが出ましたけれども、緑化監視委員会、第1回が4月24日に開かれて、その内容ということでした。これは、去年の10月12日の議会で、8年延長ですわな。すったもんだのあげくですよ、議会は一旦否決したけれども、結局は通りました。しかし、そこで市長も非常に強調なさったのは、緑化監視委員会というのを別途設けて、そして嚴重にこれはやっておきますという答弁をして、議会と市民に約束したはずなんです。

ところが、緑化監視委員会が発足しているのが半年後。発足というか、第1回の会合を開いたのは4月24日だから。10月12日から半年後やわな。何でこんなに時間がかかったのかというように僕は思うんです。そのあたりを、総務課長、釈明してください。こういうことでそれだけ時間がかかりましたと。本来であれば、10月12日に決まって、緑化監視委員会というのは市長の腹案にあったわけだから、もう間髪入れずに委員会を発足させると、一月、二月で。そして、アクションを起こしてもらおうというのが当然やというふうに僕は思うんです。何でだったんでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 緑化監視委員会を設置するに当たり、きょう提出させていただきましたペーパーの一番最後のページですけれども、監視委員会の名簿をつけさせていただいています。この中で、市長が必要と認める者ということで、副市長、それから環境保全審議会の委員の代表、それから地元町内会、それと市内の各種団体で自治会連合会、鳥羽市観光協会、商工会議所、鳥羽磯部漁業協同組合の代表者の方、それから関係行政機関の職員ということで、環境省の中部地方環境事務所志摩自然保護官事務所、それから三重県の農林水産部治山林道課森林管理班から出ている方、それと学識経験者で三重大学の生物資源学部のほうから先生に出させていただいておりますけれども、この委員を選出していただくときに、学識経験者がなかなか決まらずに、実はそれでおくれたのが実情でございます。三重大学の生物資源学部の先生に何人か当たらせてもらった中で、最後に今出ている先生が出ていただけるということで、1回目の会議がこの4月までちょっとおくれてしまったというのが現状でございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 あなた方が人選で苦勞なされたというのはわかるけれども。

わかりました。遅かったけれども、今さらそんなもの何しておるんやというふうに怒っておっても仕方ないので、これから強めていただきたいというふうに思うんです。

それで、この第1回の議事録を僕も読ませてもらいましたけれども、緑化監視委員会ですわな。緑化という概念規定、緑化とは何ぞやということについて、意思疎通がなされたのかどうか。僕はそれをこの議事録から読み取れなかったんですけれども、それはどうなんでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 概念といいますと、なかなか難しいものがあるんですけれども、当然緑化は進めていくということで、この中にも当然、委員さんの中では、こちらの本土のほうから見えて、みんな緑になっておらんかんやろう、それが緑化であるというような委員さんもみえますし、植栽をして、それである程度活着がしていけば、すぐには緑化とはなりませんけれども、10年、20年後には樹木が大きくなって、活着した時点で緑化というのか、ちょっとその辺で、まだ最終的にどこが緑化というところまではいっていませんでしたけれども、今回の会議につきましては、委員さんにいろいろ意見をいただいた中で、今の時期、6月の梅雨に入る前が植栽の時期ですので、計画では毎年6月の最初に植栽を行って、現状を見て、また翌年としていくというような形をとっていますので、とりあえず今年度につきましては4月24日に会議をさせていただきましたので、29年度、今年度の緑化の計画については、今ある事業者が出しておる計画をもとに、その部分を計画どおりやるということで、委員さんに承諾をいただきました。それで、植栽を終わった後、夏が過ぎて秋ごろに、もう一度緑化監視委員会で現場の植栽の状況も見させていただいて、来年度に向けてどうしたらいいのかというような意見をもらいながら、また来年度の計画に反映していくような形で、今回、会議を終了したところです。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 緑化監視委員会ですので、緑化をどうするのか、緑化がどうなったのかということが主眼目です。その監視委員会が緑化の概念をきちんと認識を共有しておかないと、さっきも課長が答弁したように、こちらからの目視で緑に覆われておったらそれで緑化だとか、例えば何平米に何本木を植えたらそれが緑化だとか、それが個々ばらばらの認識では、一体何を監視するのかということになります。そやもんで、国のほうで

は、緑化とは何ぞやという——あれは環境省やったかな——規定もありますもので、そこをぜひ皆さんで共有しておいてほしいというふうに思います。

それから、この緑化協定書では、緑化の期限は平成34年3月31日ということです。これはもう間違いありませんわね。そうすると、それまでに東山についても大山についても全ての採石業務を終わって、そして1年の猶予はあるけれども、平成35年までの猶予はあるけれども、それまでに緑化をするということになりますね。そうですわな。そうすると、緑化というのは、市長も再三言明しておるけれども、大山も東山も一体化して菅島全体というふうに市民は理解しておるというふうに思うんです。緑化監視委員会もそういう理解をしてござるということによろしいでしょうか。

そこでお伺いしますけれども、5月20日に菅島町内会の通常総会があって、10年の東山の延長契約というのが諮られて議決されたそうです。平成31年から平成40年まで。となると、東山も大山も、先ほど課長が答弁したとおり、終結して緑化するという協定書になっております。東山の採石を鶴田石材と町内会が平成40年まで10年延長するということになると、この協定は守られないということになりますわな。そうすると、東山の場合も、地権者は、429-1は鳥羽市長ということになっております。採石の契約を結ぶ場合、当然、市長の合意書が要ります。市長の合意書は出したんですか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 今、戸上委員が言われた菅島町内会の総会でそういった契約が議決されたということ、ちょっと私どもはそのことは知らないのは実際のところでございます。

それと、429-1、鳥羽市の名義ですので、仮にそこの開発の同意を事業者が出すに当たり、当然、鳥羽市が所有していますので、鳥羽市の同意が必要かと思えますけれども、先ほど言われました31年から10年間ということですが、その辺もうちは全然把握もしておりませんし、ですので、その部分の同意を出したということもありません。

現在、同意を出させてもらっていますのは、平成26年に8年間の延長の財産処分の契約の議決をいただいたときに、採石法と森林法の手続の同意書を出しております。それと、昨年10月に新たに財産処分の部分の議決をいただいてから、その部分についても同意を出しておるということで、その同意の期間につきましては5年間となっていますので、それ以外は出しておりません。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 35年までの同意を出しておるけれども。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 26年に最初の財産処分の議決をいただいたときですけれども、そのときは26年から31年までの5年間の同意書を出させてもらっています。それと、昨年10月に議決をいただいたときの同意書は、最終計画認可取得日から5年間ということですので、33年までの同意を今のところ出しています。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 担当課長の答弁で、市長が同意を出してはるのは、これは前市長だけでも、33年までということになります。ですから、40年までは、当然その契約というのは、もし事実とすれば、通常総会に参加なされた町民の方から直接私が聞いた話ですので、間違いはないと思うんですけれども、あの方も知らないとい

うことですから、一遍これは確認してください。

そして、あんなにすったもんだして、市長も当時苦渋の選択をしたというふうにおっしゃったんですよ。ですから、8年以降延長ということはあり得ない話なので。にもかかわらずですよ、こんな勝手に40年まで、210万立方メートルを売買額2億2,000万円で契約したという話です。僕のほうへの通報なので確約はできやんけれども、事実だとすれば、ゆゆしき問題だというふうに思いますので、担当課としても、これは責任を果たしてほしいというふうに思います。

それで、売買契約書を10月12日の議会で議論したときに、私の質問で、12条を新たに新設して、粉じん及び濁水の対処に最善を尽くすという項目を入れました。これは何で入れたかという質問もして、市長は、こういうふうにもう最善を尽くすんだと、粉じんと濁水、汚水について、業者に対して、きっちりさせていくという答弁をなさいました。だから、売買契約書に新たにこれを書き加えたんだということでした。粉じん対策というのは、その後、売買契約書どおり進展しておりますでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 事業者のほうに確認をさせていただきましたけれども、プラント工場が、三つ採石場が今あるんですけれども、第1工場のところに散水噴射口、水の出るところですね、今まで4カ所やったところを10カ所に、それで6カ所増設をしたと聞いています。それから、第2工場のところには、プラント散水用ポンプと散水噴射口を増設ということで、散水用ポンプ2台を1台ふやして3台にしております。それから、噴射口は5カ所を8カ所増設して13カ所にしておると聞いています。あと、第3工場については、散水の噴射口9カ所を11カ所に増設をしたと聞いております。あと、散水車も広範囲に巡回散水できるよう、ベース車両を購入し、タンクの載せかえを実施しておる。このように確認をしました。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ふやしたというのは、そうかもわからんけれども、それは機能しておらなあかんわな。一般質問で言うたけれども、僕のマンションのベランダの目の前は菅島採石場で、もう目と鼻の先さ。毎日ベランダに出ると採石の状況がようわかります。東山のほうもぼんぼん削られて、尾根が1年前の尾根とはもうまるっきり様相が変わっておりますわ。それで、おとついても写真を撮りましたけれども、これはまた一般質問で仮にするということになればモニターで皆さんに紹介するけれども、粉じんの噴煙やな、これは上がっております、こういうふうな。そやで、散水して箇所をふやして万全を期しております、契約どおり最善を尽くしておりますという実態では、さらさらないということなんです。

それで、何でそういうことを僕は言うかということ、名古屋大学の臨海実験所から僕のところに電話がありました。何とかしてほしいと。粉じんで、防じんマスクをして業務に当たらなきゃいかんと。今の中村新市長も以前に県議時代に一遍来てくれたそうですよ、臨海実験所に。僕らも行ったことがあるけれども、ホヤの実験でね。研究であそこは全国的、世界的に有名なところですよ。ご承知のとおりやと思うんだけど。そこから、ぜひ議会も市長も現状を見に来てくださいという痛苦の訴えがありました。この所長も鶴田石材にも電話したし、市長に電話したって言ったかな、何とかしてくれと言うておるということでした。でも、さっきの写真を見せたように、おさまっております。こういう実態について、市のほうに臨海実験所から要望というか、何とかしてほしいということは届いておりますか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 総務課のほうには、実際そういう情報は届いていません。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これは僕も現地に行ってくるつもりなんだけれども、総務委員会として、また提案するけれども、全島して採石場視察というのは1年に一遍することになっておるけれども、こういう苦情があれば委員会としては当然行かなきゃいかんと僕は思うんだけど、臨海実験所へね。市のほうも一遍訪ねて、どうなっているかという現状をきっちり把握してほしいと思うんです。防じんマスクをしないと業務はできないという通報が事実かどうか、それをじかに確認していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 近いうちに現地のほうを確認に行きたいと思います。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 よろしくお願ひしたいと思います。

最後、6点目ですけれども、市民課にお尋ねします。市民課長、一般質問であなたは初答弁で、いろいろ僕も時間がないものでかぶせた質問をしたかもわかりません。ちょっとそれはご容赦ください。

それで、子ども医療費の窓口の無料化ですけれども、市長は冒頭、ああいう身につまされる、二つの団体、母子会と新婦人の会から直接聞いて、身につまされる思いがしましたと異例の発言をなさいました。それで、その後も市民の要望に応えられるようにしたいという答弁をなさいました。

そやもんで、窓口医療費については、あんた方担当課に前向きにやる方向で検討するよう指示をしますと言うたんか、指示をしましたと言うたんかな、そういう答弁でした。それを受けて、時期については、まだ市長は、僕は早くて9月かと言うたら、とても9月にはできませんと、12月かと言うたら、それはということで、僕もちょっと深入りし過ぎたけれども、名言はされませんでした。担当課としたら、この市長の指示を受けて、こういうタイムスケジュールで進めたいと思っていますという点はいかがでしょう。

○坂倉広子委員長 市民課長。

○橋本市民課長 初めに、子ども医療費の窓口の無料化の推進につきまして、鳥羽市では、医療機関を受診した際に一旦窓口でお支払いを済ませていただき、その後、市から保険が適用される費用部分について、事前に登録いただいている口座へ自動的に振り込みをさせていただく償還払いという方法で医療費の助成を行っております。

29年度に1市、平成30年度に5市が子ども医療費現物給付化に向けた取り組みを行っている聞き及んでおります。かねてより現物給付化については、さまざまな課題があり、国民健康保険財政の負担金等減額措置、他県のデータでは現物給付化に伴って医療費が増加したケースがあると聞いております。県の補助制度において現物給付を導入する前に単独で現物給付を導入する場合には、償還払い方式に比べて医療費が伸びたと想定される額については県の補助額から控除されるということになります。このペナルティーは現在どのように算定されるのか未確定です。

また、システム改修費に多額の金額がかかることから、三重県下29市町で構成しています福祉医療費助成改革検討会においても、少しでも費用が少なくなるようできないかという検討を行っております。県と各市町

と連携しながら、できるだけ市民の負担がふえないよう考えていきたいと思っております、市長より検討を行うよう指示を受けたところであり、担当課といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、システム改修や予算の確保、また周知期間も含め、検討を重ねてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いしたいと思っております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 課長が言うように、初めてのことでですから、いろいろ手間かかるというのは僕も理解します。職員が十分おるわけやなし、いろんな業務をしながら、これもしなきゃいかんということになりますので、皆さん方の負担にはなるというふうに思うんですけれども、既に鈴鹿市は就学前を始めましたわね。システム改修もしているはずなんです。ですから、他市の事例もどういうふうにしておるかということの研究してもらって、ぜひ早目に市長に、これは早く終わりましたと。9月はちょっと難しいかわからんけれども、12月からできますと。そやもんで9月補正に予算を上げてくださいとか、そういう要望に応える仕事をやっていただきたいというふうに思います。

一般質問でも言うたけれども、窓口で先、課長は償還払いであと三月ぐらいしたら返ってくるんではないかと、全国でそんなことしておるところは本当に数少ないわけや。奈良県と三重県だけなんやわね。そやもんで、そんなことは全国モデルでも何でもありません。非常におくれた状況を三重県はやっておることなんです。これは県の姿勢にもよるけれども、しかし、市段階では既に足を踏み出すところが多いわけですから、担当課としたら一生懸命やってほしいというふうに思うんです。

坂倉広子総務民生委員長もこの問題を取り上げてやってくださいという一般質問をしました。これは非常に重いです。ですから、担当課としてもぜひ頑張ってくださいというふうに重ねてお願いしておきます。

以上です。

○坂倉広子委員長 以上で、その他の項について終わります。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

以上で、総務民生常任委員会を閉会……

(「委員長、ごめん」の声あり)

○坂倉広子委員長 はい、戸上委員。

○戸上 健委員 その他の点で、菅島採石のやつに若干僕は触れましたけれども、総務委員会はいつも年度末に一遍行くやな、あれ。年度末やったか、6月か。

(「随時というか、大体年度末です」の声あり)

○戸上 健委員 年度末やな。それで、前回は僕らも一緒に、文教のメンバーも声がかかって行かしてもらいたけれども、こういう名古屋大学の臨海実験所の所長から苦情があるぐらいなことがあるもので、委員会として臨海実験所のほうへ一遍行ったほうがいいんじゃないかというふうに僕は思うんですけれども、委員長、副委員長のほうで、それを検討してみてください。もしそれに行かんということになれば、個々で行くということになります。

○坂倉広子委員長 検討を含め、させていただきます。

それでは、閉会をします。
ありがとうございました。

(午後 0時03分 閉会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成29年6月16日

総務民生常任委員長 坂 倉 広 子